



〒519-0124 亀山市東御幸町233-2  
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775  
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等  
●戦略企画雇用経済常任委員会(戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の所管及びこれに関連すること)  
●予算決算常任委員会 理事  
●議会運営委員会 委員  
●四日市港管理組合 組合議員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

## 令和3年度本会議(5月～6月)から

### 「県民向け県内旅行代金割引及び地域応援クーポンの発行」 計37億7,819万6千円

#### 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、危機的状況にある県内観光関連産業を支援するため、国の地域観光事業支援に関する補助金を活用し、感染防止対策を徹底したうえで県内観光需要を喚起するための事業を展開する。

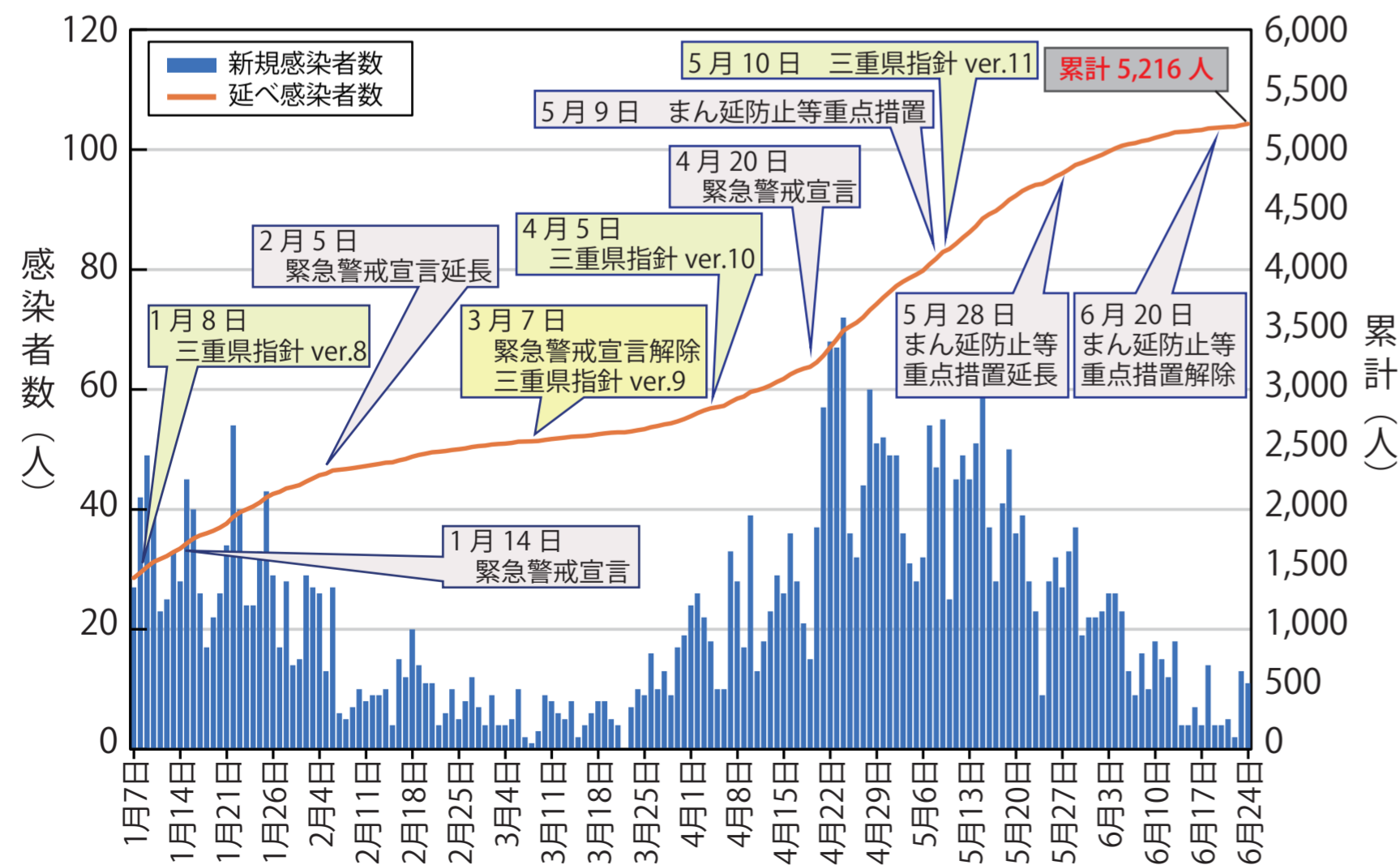
#### 事業概要

- ・宿泊旅行割引  
宿泊を伴う1人1泊10,000円以上の旅行商品の購入で5,000円割引  
宿泊を伴う1人1泊5,000円以上の旅行商品の購入で2,500円割引
- ・日帰り旅行割引  
1人10,000円以上の旅行商品の購入で5,000円割引  
1人5,000円以上の旅行商品の購入で2,500円割引
- ・地域応援クーポン  
宿泊旅行割引利用者に対し、1人1泊につき2,000円分のクーポンを配布  
日帰り旅行割引利用者に対し、1人につき2,000円分のクーポンを配布  
※観光地の土産物店、飲食店、観光施設等の登録店舗で利用可能

#### 実施時期

新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら速やかに実施(6月30日現在未定)

### (参考) 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況 (n=5,216、令和3年6月24日時点)



## Information 令和3年(令和3年2月補正と令和3年当初予算)亀山地区新規事業箇所



- ① 四日市関線(鷲山工区)道路改築事業(関町鷲山)
- ② 国道25号(猪之元橋)道路改築・橋梁耐震対策事業(加太市場・加太梶ヶ坂)
- ③ 亀山停車場石水溪線交通安全事業(羽若町)
- ④ 東町2地区急傾斜地崩落対策事業(東町)
- ⑤ 辺法寺2地区急傾斜地崩落対策事業(辺法寺町)
- ⑥ 石谷川砂防緊急改築事業(安坂山町)
- ⑦ 岩坪川砂防緊急改築事業(安坂山町)
- ⑧ 保安林改良事業(関町金場植切)
- ⑨ 保安林改良事業(加太板屋ヌクト谷)
- ⑩ 保安林改良事業(安坂山町錐ヶ滝)
- ⑪ 自然災害防止事業(加太板屋字西鳥越)
- ⑫ 自然災害防止事業(関町坂下字中津河山)
- ⑬ R3年度災害緩衝林整備事業(関町金場字植切)
- ⑭ R3年度災害緩衝林整備事業(関町市瀬字野々谷)
- ⑮ R3年度災害緩衝林整備事業(関町沓掛字安間平)
- ⑯ R3年度災害緩衝林整備事業(加太梶ヶ坂字蛇谷)



■ 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

- 総定数  
総定数を3人減とし、51人から48人とする。
- 見直しする選挙区及び定数  
(1) 鳥羽市選挙区と伊勢市選挙区を合区し定数を4人とする。  
(2) 尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区を合区し定数を3人とする。  
(3) 伊賀市選挙区の定数を2人とする。
- 適用時期  
令和5年4月以降に実施する三重県議会議員一般選挙から適用する。

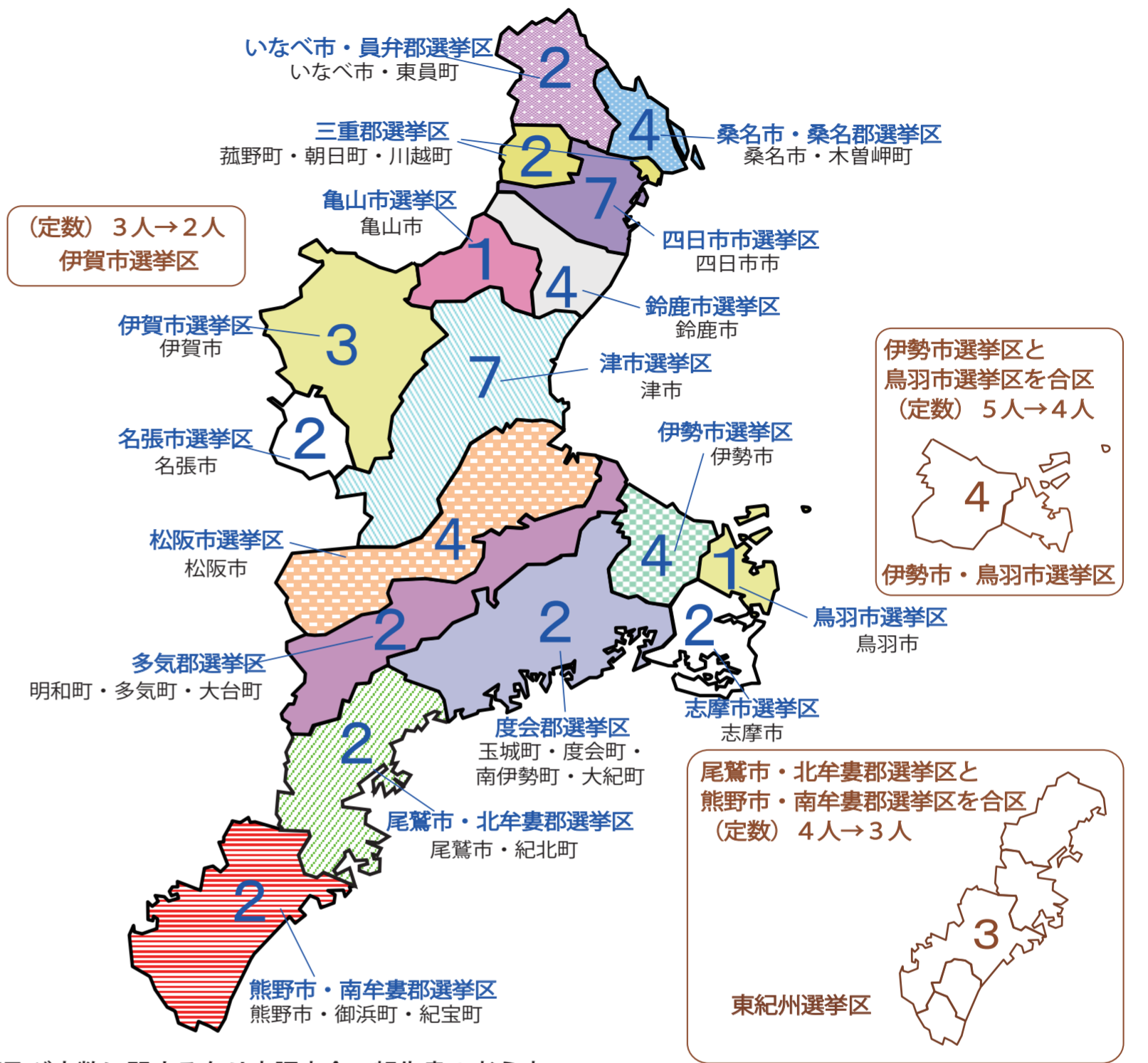
市・町	平成26年度改正前(定数51)				平成26年度改正(定数45)				平成29年度改正(定数51)				令和3年度改正(定数48)				選挙区
	定数	人口	人口/定数	格差	定数	人口	人口/定数	格差	定数	人口	人口/定数	格差	定数	人口	人口/定数	格差	
		平成22年10月 国勢調査				平成22年10月 国勢調査				平成27年10月 国勢調査				令和2年10月 国勢調査 速報値			
桑名市	4	140,290	36,786	1.39	4	140,290	36,786	1.39	4	140,303	36,665	1.37	4	138,671	36,173	1.38	桑名市
木曾岬町		6,855				6,855				6,357				6,020			・桑名郡
いなべ市	2	45,684	35,673	1.43	2	45,684	35,673	1.43	2	45,815	35,580	1.41	2	45,000	35,396	1.41	いなべ市・ 員弁郡
東員町		25,661				25,661				25,344				25,791			
四日市市	7	307,766	43,967	1.16	7	307,766	43,967	1.16	7	311,031	44,433	1.13	7	305,744	43,678	1.14	四日市市
菟野町		39,978				39,978				40,210				40,571			
朝日町	2	9,626	31,804	1.60	2	9,626	31,804	1.60	2	10,560	32,761	1.53	2	11,022	33,362	1.50	三重郡
川越町		14,003				14,003				14,752				15,131			
鈴鹿市	4	199,293	49,823	1.02	4	199,293	49,823	1.02	4	196,403	49,101	1.02	4	195,742	48,936	1.02	鈴鹿市
亀山市	1	51,023	51,023	1.00	1	51,023	51,023	1.00	1	50,254	50,254	1.00	1	49,878	49,878	1.00	亀山市
津市	7	285,746	40,821	1.25	7	285,746	40,821	1.25	7	279,886	39,984	1.26	7	274,759	39,251	1.27	津市
松阪市	4	168,017	42,004	1.21	4	168,017	42,004	1.21	4	163,863	40,966	1.23	4	159,231	39,808	1.25	松阪市
多気町		15,438				15,438				14,878				14,017			
明和町	2	22,833	24,344	2.10	1	22,833	48,687	1.05	2	22,586	23,511	2.14	2	22,473	22,583	2.21	多気郡
大台町		10,416				10,416				9,557				8,675			
大紀町		9,846				9,846				8,939				7,822			
玉城町		15,297				15,297				15,431				15,044			
度会町	2	8,692	24,313	2.10	1	8,692	48,626	1.05	2	8,309	22,734	2.21	2	7,852	20,849	2.39	度会郡
南伊勢町		14,791				14,791				12,788				10,979			
伊勢市	4	130,271	32,568	1.57	3	130,271	43,424	1.18	4	127,817	31,954	1.57	4	122,855	35,098	1.42	伊勢市・ 鳥羽市
鳥羽市	1	21,435	21,435	2.38	2	21,435	38,065	1.34	1	19,448	19,448	2.58	1	17,537			
志摩市	2	54,694	27,347	1.87		54,694			2	50,341	25,171	2.00	2	46,104	23,052	2.16	志摩市
伊賀市	3	97,207	32,402	1.57	3	97,207	32,402	1.57	3	90,581	30,194	1.66	2	88,863	44,432	1.12	伊賀市
名張市	2	80,284	40,142	1.27	2	80,284	40,142	1.27	2	78,795	39,398	1.28	2	76,414	38,207	1.31	名張市
尾鷲市		20,033				20,033				18,009				16,257			
紀北町	2	18,611	19,322	2.64	1	18,611	38,644	1.32	2	16,338	17,174	2.93		14,618			
熊野市		19,662				19,662				17,322				15,966			
御浜町	2	9,376	20,467	2.49	1	9,376	40,934	1.25	2	8,741	18,635	2.70		8,081			
紀宝町		11,896				11,896				11,207				10,323			
	51	1,854,724	36,367		45	1,854,724	41,216		51	1,815,865	35,605		48	1,771,440	36,905		

――平成12年以降の選挙区及び定数の見直しの経緯――

平成12年3月	定数 55人→51人(平成11年度改正)	平成27年4月	県議会議員選挙(定数51人)
平成15年4月	県議会議員選挙(定数51人)	平成30年3月	定数 45人→51人(平成29年度改正)
平成18年3月	市町村合併に伴う選挙区変更 (平成17年度改正)	平成31年4月	県議会議員選挙(定数51人)
平成19年4月	県議会議員選挙(定数51人)	令和元年6月	「選挙区及び定数に関する在り方調査会」 設置
平成23年4月	県議会議員選挙(定数51人)	令和2年10月	「選挙区及び定数に関する在り方調査会」 報告書提出
平成26年5月	定数 51人→45人(平成26年度改正) (平成31年4月選挙より適用)		

三重県議会議員の定数及び選挙区等(令和3年度改正)

- 現行条例 定数51人、17選挙区
- 改正条例 定数48人(3人減)、15選挙区(次の一般選挙から適用)  
※ 改正後の改正選挙区と定数は、 で表示



「選挙区及び定数に関する在り方調査会」報告書の考え方

- 総定数  
総定数については、一般論として、人口の減少に沿って削減することを基本とすること。ただし、議会の費用を考慮することで総定数を調節していくことはあり得る。
- 選挙区の区割り  
選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること。
- 選挙区ごとの議員定数
  - 人口比例の原則  
選挙区ごとの議員定数は、原則として、人口比例とすること。
  - 一人区  
一人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めること。
  - 地域間の均衡にかかる特別の事情  
人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合には、地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、おおむね人口を基準とする範囲内にとどめるとともに、その必要性及び合理性を県民に説明すること。
  - 一票の格差  
一票の格差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること。
  - 逆転現象  
逆転現象については、解消すること。